

丸山名政著

通條憲法編

明治十四年
八月三十日
出版

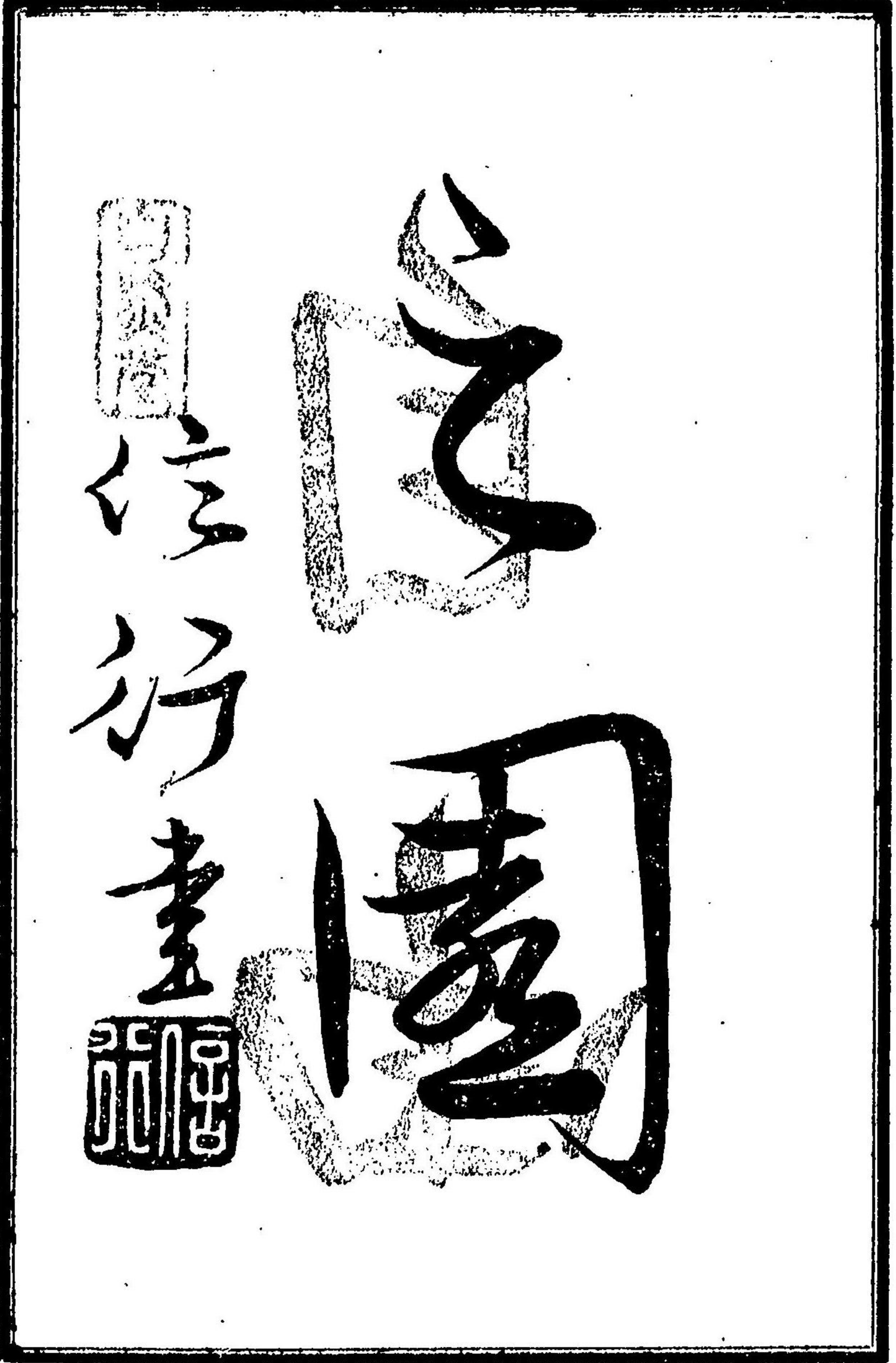
特 29

682

自然音

自

由



目 録

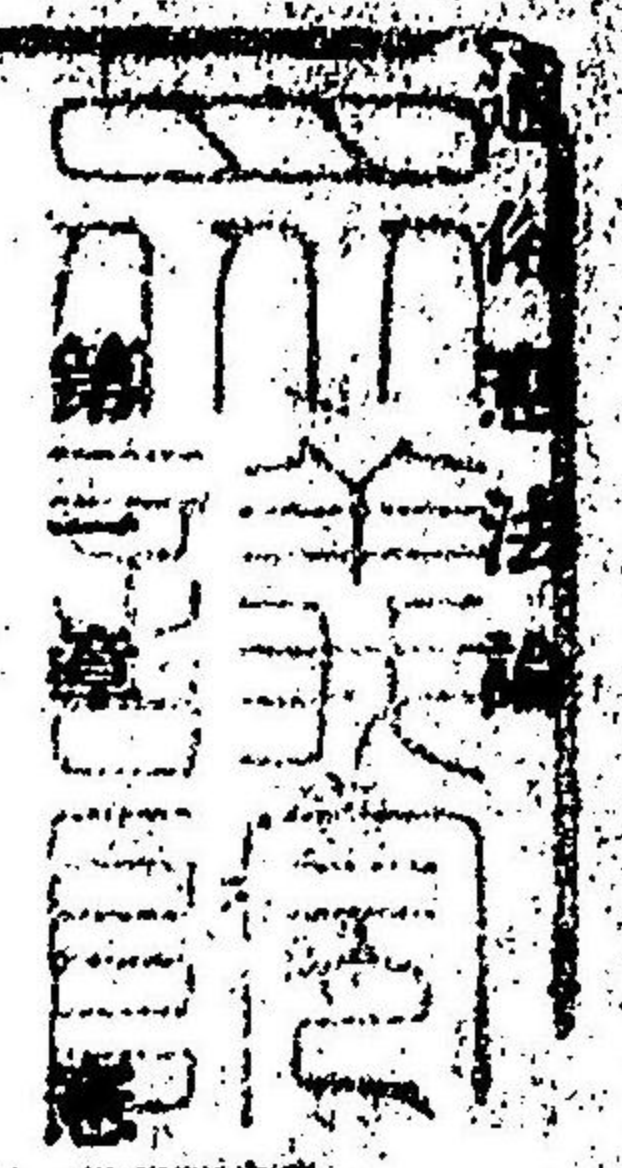
第一章 憲法の大意

第二章 英國憲法の事

第三章 日本憲法の起原

第四章 憲法の組立

第四卷 君主の職
 第五卷 行政官の職
 第六卷 司法官の職
 第七卷 選挙の制度
 第八卷 地方自治の制度
 第九卷 憲法の改正



憲法の大意

東京 丸山名政著

憲法とは如何なるものあるやと問はんはんに國の綱紀と云ふ
 ことにして詳しく云へば政府と人民との權利義務を明に定
 めたる約束なりされば政府は何くの何を爲し何くの
 どの行へからず人民の斯くくのとを行ふの權利あれど
 も斯くくのとを行ふべからずと云ふとい皆憲法に載
 するなり之を詳しく述べたならば仲く此書物十冊位に
 書いても尙ほ足りない程あれば茲に先づ其大畧を記す

のみ然れども憲法を真正に論ずるに先づ國と政府との起りを明かにせざるべからず抑く大古人民の未だ繁殖せざりし時に於てハ唯木皮獸毛を身に纏ひ土窟巖陰を家とあり魚鳥を捕へて漸く生命と維ぐのみあれば固より何屋何兵衛と云様名もなく家もあらず隨て政府と云ふものもあかりしあり其れより人智次第に開け耕作牧畜等の業起るに従ひ各地の言語風俗を同ふする人民一緒に集り一國を爲したり是れ則國の起りなり而して政府の起りにハ種々あり或ハ腕力の強き者が弱き者と制服して自ら國王となるあり或ハ人民各自が強

暴者を防がんが爲めに徳望あるものを推尊して國君とあすもわれども天理公道に依りて政府の性質を論ずれば政府を設くるの目的ハ人民の安寧幸福を保護するが爲なるハ疑ふべからず然らば政府にして人民の安寧幸福を保護せざれば是れ其職分に背くものあり諸て斯の如く國に政府あるもの起りたる以上の政府の成立ハ國によりて種々差異われども皆其組織に就き一定の制度あるものあり其制度を名けて憲法と云ふ而して憲法に成文憲法不文憲法の二種あり成文憲法とハ一々其制度の箇條と記き列ねたるものなれば一目して能く解し易き

なり不文憲法ハ之に反し別段之れと云ふ記載したる書類もあけれども古來の習慣にて自ら定り居るものを云ふ成文憲法と不文憲法との孰れが宜しきやと問はんに余は成文憲法を以て尤も善良なるものと考ふるなり如何となれば凡る物の間違ハ兎角曖昧より生ずるものなり不文憲法ハ古よりの仕來りに任ずるものあれば若し人民と政府と權限の争ひなきあるときハ理窟の付け次第にて政府の理ともあり人民の理ともあるとあり故に政府の基礎を固ふし人民の幸福を増すにハ是非とも成文憲法とあさゆるべからず然れども成文憲法なればとて強ち善きものなり

と云ふを得ず前にも云ふ通り憲法は政府と人民との權利義務を確定するものなれば例へて云ハ、約定書の如きものなり今權兵衛と八兵衛と共に五百圓づゝ出し合ひ生糸と買ひ一と賭け爲さんとするときハ必ず利益と半々に分つべしと約束するあらん。又甲乙丙丁戊の五人が各々金を出して一つの物産會社を設くるときは必ず其社の規則を編制し頭取支配人會計庶務の役員より物産の製造利益の分配等に至るまで悉く此の中に明記するならん。人の此の世に生れ來るや孤立して毫も他人に關係せず世を渡り得べきにわらず彼の Aristocrat が人類は交社の動物あ

りと云ひし如く是非とも他人と交際せねばならぬものなり既に他人と交まじはるときは必ず他人に對して爲さねばならぬ義務あり又爲さしむべき權利あり此の權利と義務との區域を定めたるものを民法と云ふ。一國に民法なく一會社に規則なく權兵衛と八兵衛との商法に約束なかりしならば必ず大悶着もんぢやくを生ずるなるべし故に國民相互の間に民法あるべからず會社の内に規則あるべからず權兵衛と八兵衛との間に約束なかるべからず人の社會に立て事を爲すや必ず約束よりざるべからざるものとせば政府の人民の爲めに設くる所の一の大なる物体なれば此

の大物体と國民との間に關係ある權利義務を定むる憲法も亦約束にせざれば人民の爲にならざるなり然るに成文憲法とい唯文たひに記したる憲法と云ふ義なるが故に政府の勝手にて草稿したるものも成文憲法なり、人民と政府と約束して立たるも成文憲法なり故に憲法の成文とあし且つ國約とするが最も善き方法なり蓋し國約とい國家の約束と云ふ義あり國民と政府とを總稱して國家と云ふ故に官民の約束に成るものを國約憲法と云ふ何故に國約憲法にせねば人民の爲めにあらぬかと云ふに前に述べし如く政府は國と人民の爲めに設けたるものなれば人民の幸福は

計るを以て其職分とあすべき筈あるに世の政府は往々其職分を守らず人民と壓制して其權利を傷くるものあるが故に人民の之れで溜らぬと云ふて遂に憲法を立て、政府の爲すべき權利のこゝ迄なり人民の行ふ義務のされ迄なりと分界を立て其の壓制を蒙らざる様にするなり全体道理から云へば人民の國の精神にして政府の人民を保護する所の器械同様のものなれば人民の方より憲法を定め此の通りに行ふべしと政府に命ずるも差支へなければも政府の事務と云ふもの、理窟のみにて推す譯にも行かず且人民計りにて憲法を立つるときは餘り人民の爲を計り

過ぎて却て實際政府の差支を生じ人民の爲めにならぬ様あともあれば憲法は政府と人民と相談して立つるが最も當を得たるものと云ふべし併し乍ら元來憲法を立つるの權利は人民にあるものなれば之を立てるに際し人民が斯くくすべしと云ふとき政府の決して之を拒むべからず憲法を設くるの目的の參政の權利と人文の自由とを鞏固くするにあり去れば憲法中にて第一に論ぜねばならぬ箇條の國會の事なり憲法中に必らず國會の成立を記しあれば國會の事を知らんに先づ憲法の性質と知るが緊要あり

國會は何の爲めに設くるやと云ふに諸般の法律を制定し政府の歳出入等のを議定するが爲めなり一体法律と云ふものは國王及び官吏の爲めに設くるものにあらずして全國人民の爲めに設くるものなれば人民が好む所の法律を立つるが政府の職掌なり若し政府の官吏のみに立法權を與へ置くときい如何ある法律と制らへらるゝも之に向て苦情を鳴らすとが出来ざるに付豫じり政府が立てんとする法律の草案を國會へ受取り全國人民の代議士が之を議決し皇帝又ハ大統領の認可を得て初めて法律とするあり又政府の歳出入を議するの最も大切のとなり政府の人

民が出す所の租税にて立つものなれば其仕拂を國會にて吟味するの當然のとど知るべし故に人民の代議士が國會に出て政務を議決するの權利を名けて參政の權利と云ふ吾人の身体ハ吾人の所有あり吾人の心も亦た吾人の所有あり我が思ふ通りに歩行進退し我が思ふ所を口に言ひ筆に記すハ吾人の自由權利と云ふものあり然るに壓制政府ありて吾人を勝手次第に捕縛して獄中に繋ぎ吾人が言はんと欲し書かんとするとを恣に禁しとあらば吾人の不幸災難ハ果して如何ぞや政府一と度ハ法を出せば我々の身体は既に罪人となるなり政府一と度ハ命を下せば我々の

財産ハ已に罰金と變するありかくの如く酷々目に逢ふハ
畢竟人民が常々自由權利を重んぜざるが故あり若し自由
の權利さいあらバ不當の罰金を受くるに及ばず不正に拘
留さるゝに及ばず道理に背かざる以上は自由に演説し自
由に筆記するも決して罰せらるゝとあし之を思へバ自由
ほど世に尊きものはあかりけり此の尊き自由と確と我身
に所有せしむるものハ憲法なり故に憲法は壓制と防々の
門戸と云ふべき大切あるものあり人若し門に錠を掛けず
に寐たあらバ必ず盜賊が來るべし然れども盜賊が來りた
りて家内の財産を殘らず持て行くともあるまじ良しや

悉く持つて行くとした處が家と体丈けハ殘すに相違あし
然らバ盜賊の害ハ恐ろしいには恐るじけれども壓制政
府の恐るべきに比ふれば蚤の喰ふた同様のものあり嗚呼
世間の人は門戸に錠を下して能く竊盜を防ぐこと知らざ
雖ども未だ憲法を設けて政府の壓制を防ぐことを知らざる
ハ馬鹿ハいざ次第ならんや

第二章 英國憲法の事

歐米各國の政府には皆憲法あり然れども其起りを尋ぬる
に一千二百年代英國ジョン王の時に始まれりジョン王專
恣にして人民を壓制せしかバ人民大に怒り王に迫てマク

ナカルタと云へる大憲六拾三ヶ條を得たり是れ即ち英國憲法の基礎あり此時に當り佛蘭西獨乙西班牙等の諸國は皆封建の制度にて國王擅制を極めて人民の牛馬の如く使役せられしかば憲法あど云ふとの夢にだも知らざりしなり然るに近隣なる英國人民が大憲章を得て自由の身となりたるを聞見十大に羨む念を生じ同じ人間でありながら英國人民の如く自由を得たるに引き替へ我々は斯く壓制の下に苦めらるゝの慨のなきまとなりとて各々氣を勵し或は英國の書を讀むもあり或ひは英國に到りて自ら其政体を實見するもありより斯くて年月を経る後英國

の自由の途に海峡を越へて歐洲の大陸へ侵入し再び大西洋を越へて米國へ渡りしあり今日西洋各國にて共和政体と立憲政体とを問はず皆憲法を制定して國民の權利自由を保護するの城郭とある様になりたるは皆英國を見習ひしものなり故に余は茲に英國憲法を細かに論ぜんとすれども冗長にあらんとを恐るゝが故に歐洲の學者が英國憲法の大要旨なりとする所のものを擧げて其意義の大畧を述べん

英國憲法中の大眼目とする所は左の五ヶ條に過ぎず
 (第一)英國政府の貴族及び人民の代議士より成り立つ所の

議院を召集し且つ之れに詢議すべき責を有する有限
 権力の世襲帝王に因て立つ

政体に種々の區別あり立君獨裁と云ひ貴族專治と云ひ立
 憲政体と云ひ共和政治と云ふ而して先づ政体が極らざれ
 ば憲法の組み立てを爲す能はず故に政体を取極むるが實に
 憲法の基礎なり此條の英國の政体を取極めざるものあれば
 憲法中最も緊要のものあり本條に世襲帝王によりて立
 つとあるによりて見れば立君政治と云ふといふ分れども立
 君獨裁のとやら立憲政体のとやら分明あらざるが故に有
 限、権、力、の、四、字、を、添、へ、て、立、君、獨、裁、に、あ、ら、す、し、て、立、憲、政、体、あ

ると明示したるあり余思ふに政權にハ是非とも限りを
 立てねばあらぬあり其故如何となれば無限の權力ほゞ世
 に恐るしきものあり其昔ハ封建時代の政府は皆無限權
 力のものあり支那の學者が普天の下王土にあらざるあり
 など、途方もなきと云ふるハ皆國王の權力の限りあ
 きものど心得違をあたるとるに因るなり前章にも述べし如
 く政府の權力に限り無くして何如なるとをあるも勝手次
 第なりとしたならば若し不正ある政府ありて限りなく、租
 税を取るも之に従はざるべからず限りなく、人民を捕縛す
 るも之に抵抗する能はず限りなく、土地を割て外國へ與ふ

るも之を論ずるを得ず限りなく官吏を置き限りなく宮室を飾り限りなく賄賂を取るも之を責むるを得ず斯く無限の權力を有する政府の決して人民の爲めにあらぬあり故に人民の爲めにある政府か否やを知らんに先づ其政府の有限權力が無限權力かを察すれば直ちに分るあり英國憲法に於て其政府の權力に限を立てたるは能く人民の權利を保護するの精神に出るものと云ふべし

(第二)國會の議決するに何等の租税も課するを得ず何等の法律も定むるを得ず

此條は實に憲法中の骨髓とも稱すべきものなり國會及參

政權利の大略の前章に於て既に説きたり此條の如きは實に參政の權利を鞏固したる者なり此二三行の文章を以て能く英國四千萬人の生命を保ち能く數千百万磅の財産を護る其功力の程ころ有難くも亦尊けられ之れに引き換へ東洋諸國の如きは明かに官民の分限を定めたる憲法なきが故に政府が不用と思ふときは隨意に租税を増すも人民の泣く泣く其れに従はねばならず又二三の官吏が相談して種々ある法律を設け集會、信教、發論、歎願等の自由を束縛するも人民は之を非議するを得ず昔者亞米利加合衆國が未だ獨立せざる以前英國の殖民地にてありしころ英政府

の該地人民より重き租税を取立さる上に米民の代議士を
 英國議院へ出すを許さしより米民の叛逆と企て七年
 間の戦争に勝利を得て遂に今日の如き共和國とあれり之
 れ則ち英國政府が租税及財政を議するの權を米民に與へ
 ざりしが故なり前に云ひし如く人民は一國の精神にして
 政府は其器械なれば政府の人民の風俗人情に基き天下の
 公議輿論に據りて政を施すべきとなり之と例ふれば人民
 の銀行の株主にして政府の役人は其頭取の如きものなり
 銀行の頭取は自分の行ふべき職分外のとを勝手に處分し
 株主に損毛を掛けさるらば直に免職さるゝならん又之を

例ふれば人民の一家の主人にして政府の其支配人の如き
 ものあり一家の支配人が主人の言ふとを聞かずして猥り
 に主人の金錢を遣ひ散らし又は無暗に主人を叱り付けた
 らば必ず暇を出さるゝあらん政府も亦之れと同様あり
 若し政府が人民の生命財産を保護すると云ふ肝腎ある本
 務を怠り剩へ人民の租税を無暗に取り立て又の勝手氣儘
 ある法律を制して人民を抑へ付けた日に人民の迷惑の
 實に譬へんに物なし世人は頭取支配人等が不取締をなし
 たときは之を咎むれども政府が人民の承諾を経ずして自
 儘に重税を取り上げ氣隨に酷法を制するとあるも之を當

然のとなし毫も怪まざるの如何なる次第あるや余は慨
 歎に堪へず英國人民は早くも之れを慮り此條を憲法中へ
 加へて以て參政の權利を儲にしり嗚呼英國人が今日の
 如く自由を得るは寔に故あるなり
 (第三)何人も擅に罰金を課し猥りに捕縛するを得ず何人の
 自由及財産も之を妨害するを得ず正當の裁判を経る
 にあらざれば何人も罪するを得ず
 本條は一人一個の自由を保護するが爲に設けたるものな
 れば前の參政の權利と同じく憲法中最も大切なる者あり
 本條中「何人の自由及財産も」とある自由の即ち奉教、發論、集

會、歎願等の自由を含むものと知るべし偕て人生最も貴む
 べきものは何かと問はんに性命財産の二つあり而して此
 の大切なる性命を危ふするもの何にかと云へば猥りに
 捕縛され恣まゝに罪せらるゝ事あり又財産を危くするも
 の何にかと云へば政府が爲すべき務を怠り又の爲すべ
 からざるを爲しよが爲に生ずる損害あり抑も犯罪の疑
 ありて刑事に審問さるゝ者と雖も無罪人を以て取扱ふ
 べしと云ふの刑法の原則あり然るに往昔社會の未だ開け
 ざりしときハ少く疑はしき者と見れば直ちに之を捕縛
 して獄舎に繋ぎ且役人が悪いと思ふものハ無實の罪を負

はせて之を殺戮し又ハ瑣細の事に莫大の罰金を取上げあ
 どするとは間ま之れあり我國の淨留理本あども隨分不
 法に人を捕縛殺戮することを載せり人民の自由と重ずる
 國に於ては現行犯を除くの外は裁判官の發したる拘留狀
 を示さざれば猥りに捕縛すると得ず、一度ハ拘引すと
 雖ども定まりたる時間内に訊問せざれば直ちに釋放すべ
 し、夜中故なく人家を侵すべからず、刑事被告人は相當の規
 則に従ひ保釋を許さるべし、拷問を以て其の罪を白狀せし
 むべからず、刑事被告人は辨護人を用ゆるを得る等の諸條
 を設けて身体の自由を保護するなり、偕て又何人の財産も

之を害するを得ずとの一條は最も肝要あり、財産は性命に
 次きて大切あるものあれば政府の之を保護して損害を掛
 けぬ様にすべし、故に政府の威光を以て人民の財産を故あ
 く取上る様あとい固より爲すべからず、又巡查を置きて盜
 賊を防ぐの善けれども無暗に威張り散らさするの善きと
 にあらず、又政府が種々ある製造所を設けて人民と利を争
 ふか如きとあるときは人民の職業の其の爲めに推し倒さ
 れる遂には瓦解するに至るべし、此れ等も亦人民の財産を
 害するものなり、又政府が猥りに紙幣を増發し、爲るが爲め
 に金銀物貨は次第に騰貴し紙幣は益す下落し紙幣十圓を

以て麵麩一斤と買ふとも出来ぬ様な不景氣となるとき
 人民は前日麵麩一斤を貳拾錢にて買得たるものを今は拾
 圓を出さねばならぬ次第ゆゑ到底り紙幣増發の爲めに九
 圓八拾錢の損毛を爲せしあり此等の事も決して能く財産
 を保護したりとは申されず奉教、發論、集會、歎願等のとは前
 から段々述べし如く生命財産に次きて大切あるものなれ
 が決して猥りに之を禁すべからず尤も國安を害し人を讒
 謗したる演説文章及び靜穩ならざる集會をなし又粗暴
 の歎願を爲すものなご固より禁ぜざるべからず然れど
 も國安と害すの靜穩ならぬのと一と口に云ふものゝどれ

が國安を害しよのやらどれが靜穩ならぬやら之と見分る
 り仲々六ヶ敷きとあり如何となれば壓制、官吏の目から見
 たならば、正理、正道の演説文章も國安妨害と云ふならん、正
 理、正道の手續に従ふ集會歎願も靜穩ならずと云ふならん、
 例へば英國人民がジョージ王に迫り「サウカナル」を得たる
 所爲に決して靜穩ある歎願と云ふを得ず「パトリック」ヘンリ
 ーが米國獨立の演説の如き英政府より見たならば無論
 國安妨害の演説なりと評するならん然れども天下後世の
 人はヘンリーの演説を目して忠誠、義烈、比なきもの、と賞讃、
 し「マクナカル」を以て自由の父母ありと尊重するにあら

すや、故に國安靜穩等の事に就ては餘程注意して之を見分
るを要す

(第四)陪審に由りて審判せよ

陪審官は法廷に於て事實を判決する所のものにして民撰
の官なり而して之れは裁判官の如く必ず法學に熟達せね
ばならぬと云ふ次第にわらず唯世間の事情に通じ公平無
私の心を以て有罪か無罪か事實然るや否やを判決せしむ
るあり英國にては一千八百二十五年の憲法にて陪審官撰
舉の法を定めたり乃ち年齢二十一歳以上にして土地の歳
入十「ポント」を得る者及び所有物の貸賃一年二十「ポント」

得る者は陪審官たる事を得るととあしたり何故に陪審官
が要用あるかと云ふに裁判權あるものハ最も人民に直接
の關係あるものにして又最も害用し易きものあり斯く大
切ある裁判權を預ける裁判官ハ法律を熟知するハ勿論公
平無私にむて能く人民の爲めを計らねばならぬとあり然
るに世の裁判官たるものを見るに法律にハ熟達すれども
世間の事情に暗練せざる者間まあきにあらず且又立君國
にては裁判官を選むの權を君主に與ふるを以て刑事の被
告人あどより之を見れば恰も他人をして我身を裁判せし
むる様ある事情あきにあらずいくら法律に熟達して居る

人ど雖ども偏頗へんぱの所業あしと云ふを得ず裁判官も亦然り
 法律には精せいいかは知らぬと性を人間に受けざる以上は幾
 分か偏頗のとなじとせず故に人民は我が公平無私ありと
 信用するものを撰らんとて裁判を陪審せしむるなり蓋し裁
 判に要用なるものは公平、學識、經驗の三つあり一人の裁判
 官にして此の三つの者を具備くわいぶするは難いとあるに付人民
 をして公平無私にして且つ經驗に富めるものを撰舉せし
 むるあり陪審官のとに就きては世の學者往々之を非とす
 るものあきにあられども其利と其害とを比ぶれば利の
 多くして害の少きあり故に英國の勿論歐米諸國中少しく

自由を重する國ハ必らず之を設くるあり
 (第五)裁判を賣り又ハ淹滯えんじするを得ず
 人の自由權利を保護するハ法律の力あれば法律ほど世に
 貴きものあり斯く貴き法律を司つかさどる所のものは裁判官な
 り故に裁判官に一点ありとも私しの心あるときはいくら良
 き法律でも何の役にも立たぬなり況して善からぬ法律を
 良からぬ裁判官に當あがつた日には人民は畜生ちゆうじやう同様の取扱
 を受くるに至るべし裁判を賣るとハ人民より賄賂わいりやくを取り
 て直者を曲とあし曲者を直と裁判するとを云ふなり抑も
 法律ハ天下の正道あり賄賂の爲めに此の正道を枉まがげられ

てハ實に溜らぬ次第あらずや歌州各國及支那日本等にて
 も封建未開の時ハ間々斯の如きとありしあり近く日本の
 事に就いて例へんに夫の伊達騒動の伊達安藝原田甲斐を
 吟味したる幕府の大老酒井雅樂頭の如きは悪人等より數
 多の賄賂を貰ひ忠臣無二の伊達安藝を罪に陥さうと謀り
 たり是れ等は裁判を賣りしものあり又「裁判を淹滞するを
 得ず」は裁判を長が引き免しむせず罰しむせずは何時迄
 も牢の中に囚へ置くことを云ふあり之れ等のとも人民に取
 りては實に迷惑千萬あり凡そ罪を犯せし疑ひありとて捕
 へらるゝものは必ず罪人と極り居るにわらず中には無實

の罪を負ふ人もあるならん然るに之を捕へつ放しにて二
 年も三年も獄中に入れ置れた身に成つて考へざらば寧ろ
 一と思ひに首を切られて死んだ方が増となるべし左れば
 英國の如き自由を重ずる國にては犯罪人として拘留しよ
 ときは四十八時間内とか又は三日内とかに必らず吟味せ
 ねばならぬ法律あり實に能く人身を保護するものと云ふ
 べし惣じて本條及び前々條の「何人も擅に之を捕縛するを
 得ず」と云へる箇條などは之を人身保護律と申すなり人身
 保護律とは人民の身体を保護する法律と云ふとあり

第三章 日本憲法の起原

讀者は既に余の述ぶる所に據り憲法の趣旨と英國憲法の
大略とを解せしあらん因て此章に於ては日本憲法の起原
と述べ以て我々人民が明治の昭代に生れて憲法の發芽を
目撃するを得ざるは實に幸福なる所以を論ぜんぞす借て
日本の政体は讀者諸君も知らるゝ如く昔より君主獨裁な
れば憲法と稱すべきものも隨てなかりしあり然るに王政
維新の際我が明治天皇陛下は我國未曾有の變革を行はせ
られんとて詔を發して神明に誓ふに五事を以てし玉へり
此の詔たるや余が第一章に述べざる國約憲法と云ふもの
にあらぬども綸言汗の如しと云へば我天皇陛下が一と度

び詔し玉ふるとは設ひ日月光を失ふが如き變あるも決
して之を渝へさせられざるは天下萬民の信ずる處なり況
して誓ふと云ふ字は契約の意味を幾分か含むものあり然
らば五箇條の御誓文は我天皇が我々日本人民に約束し玉
ふたるものにして國約憲法の姿あるものと云ふも過言に
あらざるべし然れども余は現今の日本を目して立憲政体
の國と稱する能はず何如となれば眞の憲法なれば立憲
政体と云ふと得ず五箇條の御誓文は眞の憲法にあらざれ
ばあり去り乍ら純然たる立君獨裁を變じて日本憲法の基
礎と据へたるものは此の御誓文なれば我々人民は朝夕之

と捧讀するを怠るべからず今其寫を左に掲ぐ

第一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ

第二 上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フベシ

第三 官武一途庶民ニ至ルヤテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マザラシメシテ要ス

第四 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

第五 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ツシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立シトス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

戊辰三月

御諱

勅意宏遠誠ニ以感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ベカラズ臣等謹テ敎旨ヲ奉シ死ヲ誓ヒ匪勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラシ

總裁

公卿

諸侯

明治年間に生れ斯く有難き聖詔を頂戴したる我々人民は勉めて自由自治の精神を揮ひ聖意に報し奉らざるべからず故に余は先づ此の五事の御誓文に就き一々其意味を解

き示さんどす。第一廣く會議と起しとは他日國會議院其他府縣會區町村會等と立て玉はんどの聖意なり又萬機公論に決すべしとは此の議會に招き集めざる代議士等の公議輿論によりて政事を行ふべしとなり明治八年に至り此の聖詔に基き地方長官を集め玉ひて會議を開かせられり之れ實に我國に於て政治上のたつきて會議を開きざる濫觴と云ふべし又同時に元老院を立てさせられて立法の源を廣め玉へり然れども是等の會議は何れも人民の名代人にあらずして全く政府官吏の會議なれば之を役人會議と評するも可あるものゝ如し其後明治十一年に至り

府縣會規則を頒布せられ地方税と議定すべき權利を人民に與へられ次で區町村會規則を發して自治の政度を定められたり是れこそ眞の民撰議士なれば直正の會議は明治十一年に於て始めて起りしと云ふべし斯く人民の會議は起りたれども唯一地方の會議に止まり未だ國會を設くるの場合に至らざるは遺憾なるとなり且又府縣會の權利とても地方税を議定するの一部分のみに止り未だ府縣の立法權を握る能はず之に加ふるに府縣會規則も人民が議定しざるものにあらずして政府が制定しざるもけなれば多少備はらざる所なきにあらざれども人民は之を改正する

を得ず唯政府が與へざる頒分^{りゆうぶん}内に於て聊か議論を爲すを得るのみ故に眞正の會議を興し万機を公論に決せんとならば先づ府縣會規則を改正して地方人民に充分の立法權を與へ國會と開設して全國人民に參政の權利を與へ天下人民の公議輿論に由りて政を施さざるべからず斯くてこそ眞に御醫文の旨に協^かふ者と云ふべし

第二上下心を一にし盛に經綸^{けいりん}を行ふべしとは官民一致して能く天下を治むべしと云ふとあり借て一と口に官民一致と申せども之を實際に行ふは甚だ六ヶ敷となり前に述べし如く政府は人民の保護者あれば一致せぬ譯^{わけ}はあさ

うな者あるに西洋の歴史あどを閱^{みよ}むは一致するの時少くして一致せぬとき多し何故に斯の如くあるやと其理由を尋ぬるに全く政府が人民の公議輿論に従はぬより生ずるあり我が天皇陛下が早くも御心を茲に注^そがせられて此詔を下させられしは實に我々人民の幸福と申すべし思ふに君主獨裁政治にては決して官民一致するところなし如何とあれバ獨裁政治に固着しふる弊害は秘密なり秘密は疑惑の生ずる所にして疑惑は乖離の念を生ず人心乖離して官民の一致を欲するは猶ほ木に縁で魚を求むるが如く決して能はざるあり故に官民の一致せんことを欲せば先づ秘密

政治を止めにし立憲政体とあさゆるべからず我天皇陛下が第一に廣く會議と興との玉ふて立憲政体の基礎と立てさせられ次に上下心と一にして天下を治めんと詔し玉ひ一は能く其順序を得ざるものと申すべし併し會議を興しとのみにては決して官民一致しりと云ふを得ず興に官民の一致せんと欲せば第一に人民の公議輿論によりて政と施すとが肝要なり第二には廣く會議を興さねばならぬなり何とあれば設へ會議のみ開きたりとして政府が常に人民の輿論に従はずして猥りに人民の決議と破り或は議院を開散する様とがありては折角の會議も何の役に

も立さぬなり彼の千七百九十年代佛蘭西に起りたる騒乱の如きは決して議會なきが爲にわらず全く人民の輿論を取り用ひぬより起りしとなり又設へ府縣會や町村會を起しとのみにては官民を一致せしむると甚だ難し故に廣く國會迄も開設して秘密政治を除かざるべからず彼の魯西亞は既に府縣會を開きたる國なれども官民常に一致せざるの廣く國會を起さぬが故あらん然らば則ち上下心と一に盛に經綸を行はんには先づ廣く會議を起し萬機公論に決せざるべからず

第三官武一途庶民に至るまで各其志と遂げ人心として倦

まざらぬことを要す。官武とは文官と武官と申すとなるべし文武の官より人民に至るまで皆其れ相應に志を遂げ不平必無き様にせんとすの聖意なり而して此の不平必は決して自分勝手の不平必と云ふにあらざりて政治のとなごにつき不平の起らぬ様はあすべしとのと存するあり彼の江藤新平前原一誠西郷隆盛等の如きは不平を洩すとが出来ぬ爲めに遂に叛逆を企てたれども彼等の不平は自分勝手の不平にして真正の不平にあらざり斯る輩として志を遂げさせたあらば如何あるとをなすやも計られず。昨年来國會開設請願のためは東西南北より出京せし總代

人等が其志と遂げず願書を懐にして空しく故郷へ歸りし其人々の心中は如何あらんか是れ等の人々は我々人民固有の権利を伸暢せんが爲めに廣く會議を起しとの聖詔を奉体し雲山万里を遠むとせず遙く出京せしものなれば實に聖詔を空しくせざる忠誠無二の心あるに拘はらず空しく太政官門外に彷徨ふは請願手續なしとは申し乍ら亦と其人のさめに悲まざるべからず併し乍ら建白書と受るには元老院と云ふ門戸あれば世の國會開設を希望するものは其志を遂げ兼ると云ふ次第にあらざり宜しく倦まず怠らず元老院へ建白すべし我政府の官吏は固より廣く會議

を興すの聖詔を奉体するの人々なれば遠からずして其請願を許し人心をして倦まざらしむるならん。第四舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしとは實に一字千金の玉詔と謂ふべし願るに今を距る十五年前の我日本は封建未開の狀体にして未だ文明の何物あるとを知らざりしあり此時の日本は實に陋習のまを以て成立するものと云ふべし先づ其例を舉ぐれば數百の大名が各々土地を私有し互に一方に割據する封建制度は實に大なる陋習なり同等の人民なるに之を穢多なりとして人類中間の外に置きしの大なる陋習なり士族の一種に限り常に兵器を

帯るを許し非常の權力を有せし大なる陋習なり族によりて官を世々にし智徳によりて人を用品ざる大なる陋習なり其他一々之を數ひ立てたならば澤山あるべし雖も此等の陋習を破つて今日の如く致しざるは實に此の聖詔の德澤と申すべし斯の如く過ぎ去りし事跡を顧みれば十五年前十日といふ雲泥の異あるも余は今日を以て充分に陋習を脱しうる世界なりと云ふを得ず若し今より十年或は十五年を経て今日を回顧しむらば猶ほ我々が今日舊來時代のとを考ふるが如くならん故に舊來の陋習と思ふものあらば新聞にでも演説にでも之を論じて天地

の公道に基く様にあすべきが我々人民の義務あり然れども此れは陋習なり彼れは公道なりと決定する手本は何れより持ち来るかと同ふものあらば余は之に答へて歐洲を手本とあせと云はんとす而して歐洲を手本となすには先づ何かから初めらば宜からうかと問ふものあらば余は又之に答へて歐洲諸國は立憲政体にして我國は立君獨裁なり先づ立憲政体を手本とあせして立君獨裁を破るべしと云はんとす

第五 智識を世界に求め大に皇基を振起すべしと是れ亦千金の玉詔あり人の生るゝや智識であければ世を渡ると

が出来ぬなり國も亦然り智識であければ皇基を振起するとも出来ず萬國と交際するとも出来ざるあり我政府は此の聖詔に基き法律を改め教育を盛に日夜汲々として智識を求めんことを苦慮せらる去ればこそ維新以來數年あるに電信郵便瀛車瀛船は勿論諸官省の制度官吏の服制より日用の器具に至るまで一々智識を外國に求めざるなし是れ實に結構のとなり然れども我政府は今一層奮發して政治上の智識をも外國に求め憲法を設け國會を開かれんと欲す蓋し我政府の理學上の智識は外國に摸擬せらるれども政治上の智識に至ては之を用ゆると甚と遅きは

如何なる次第なるや余の知る能はざる所あれども思ふに
 電信とか瀛車とか瀛船とか云ふものは効用を成すと速か
 あるが故に政府は之を用ゆるを急かるゝならん政治上
 の智識は其利益と爲すとは仲々理學の智識より大なれど
 も効用を爲すと速るらず且つ之を用ひて人智開進の度に
 適せざる時は大なる害を生ずるが故に斯くは猶豫せら
 るゝあらん然れども効を成す遅きものは必ず永世幸福の
 種子となるものなり我政府は永世の幸福を忌まるゝもの
 にあらざるべし又我人民の智識とせも決して之を負擔す
 る能はざるにもあらざるべし且皇基を振起せんは先づ

政体を改良せねばならぬあり然るに今日の如く君主獨裁
 を以て政を執るときは其害を被り玉ふは天皇陛下のみな
 らん之れ決して皇基を振起する道にわらず故に智識を世
 界に求めんとあらば宜しく政治の智識をも求むべし皇基
 を振起せんとならば先づ立憲政体とあり政治の責任は宰
 相之に當り天皇は神聖にして責任あることの制度を立つる
 に若くいなあし
 御誓文の意味は右に陳べざる如くなれば讀者は既に之を
 解せしなるべし右五ヶ條の内第一の骨髓こころみとも云ふべきは
 廣く會議を起し万機公論に決すべしとの一箇條あり上下

心を一にするも人心を以て倦まざらむるも陋習を破り
 公道に基くも智識を求め皇基を振起するも皆廣く會議を
 起すと万機を公論に決するどにわれバ世の御誓文を捧讀
 するものは宜く此の個條に意を注ぐべし
 我御聖なる明治天皇陛下は常々御慮を万民保安の道に惱
 せられ立憲政体の貴きを志ろし召すよりして明治八年四
 月十四日元老犬審の二院を設けさせられ左の詔を垂れさ
 せられり世に名高き四月十四日の聖詔と云ふは即ち此
 の事あり
 朕即位の初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ヲ誓ヒ

國是ヲ定メ萬民保安ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ
 カトニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願フニ中興日淺ク
 内治ノ一當ニ振作更張スベキ者少シトモ朕今誓文ノ
 意ヲ擴張シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審
 院ヲ置キテ以テ審判ノ權ヲ登クシ又地方官ヲ召集シ以
 テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ
 汝衆庶ト俱ニ其慶ヲ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥シ
 故ニ慣ル、コナク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコナ
 ク其レ能ク朕ノ旨ヲ体シ翼賛スル所アレ

明治八年四月十四日

五事の御誓文は維新戦争の際に發せられしものなれば多
 少備はらざる所あるよつき其意を擴充して此の詔を垂れ
 させられしり思ふに唯だ廣く會議を興しとあるのみにて
 は如何なる會議を興さるゝか知るべからず然るに此聖詔
 には漸次立憲の政体を立て汝衆庶と俱に其慶に頼らんと
 あるを以て見れば他日國會を立てさせらるゝの意味は判
 然と詔中に顯はるゝなり然らば則此聖詔は立君獨裁と立
 憲政体との區域を判然と分畫せらるゝものあれば我々同胞
 兄弟は能く聖意を捧体し立憲政体を立てんとを勉むべし
 然れども詔中漸次立憲政体を立てんとすの旨を以て見れ

ハ急速には立てず人智の度を見計らひ其の立つべきの度
 に至らば之を立つべしとのとあるべし明治八年より今十
 四年迄已に七年を経たれど全國の形勢も一變し學術智識
 も餘程進歩しふる摸様なり之は加ふるに一昨年來國會論
 の世上に喧次すべし其開設を請願するもの頗る多し又近
 來の景況を見るに新聞紙は勿論各地の有志者ハ皆此の聖
 詔に基き日本憲法を起草して私に之を議するもの行々處
 どころであらざるなり日本人民政治上の智識ハ既に已に進
 歩して立憲政体を立つるの度に進みたり我政府が憲法を
 制定して以て立憲の基礎を固くせらるゝの日は遠からず

至るべし
 又右の詔中元老院を設け地方官を召集し等の語われども元老院と云ひ地方官會議と云ひ名の會議なれども皆官選の會議あれば真正の立法官と云ふを得ず故に余は此聖詔を有難く思ふと同時に今一層確平くわつへいなる詔を頂戴して早く憲法を立てよきものなりとの感を生じより併し五事の御誓文と此の聖詔は神武天皇即位以來未だ曾ておらざるを余は余は之を日本憲法の起源となるべきものなりと考ふるなり

第四章 憲法の組立

余は既に憲法の大意を述べ又英國と我國との憲法に就き其概要を論じより此章に於てはまづ憲法の組み立を説かんとす

憲法の組み立は各國同じがらずと雖とも立君國にては先づ左の如く區別するが適當あらんか

第一 皇權

第二 國會(即ち立法府)

第三 行政官

第四 司法官

第五 國民の權利

先づ第一皇權より説き始めん

第一 皇權

皇權とは皇帝の有する權利を云ふ政治上の責は宰相之に任じ皇帝は之に關せざるを通例とす皇帝の有する權利は左の如し

一 皇帝は立法行政司法の三部を總轄す

二 皇帝は海陸軍を總督す

三 皇帝は宣戰講和の權を有す

宣戰講和とは外國と戰爭をなし和睦を爲すことなり云ふとなり戰爭は全國人民の利害に關はる事

のあれば之を起すの權は國會にありてこそ然

るべきは皇帝之を有するは如何にも危きとな

り云ふべからざれば決して然らず凡る戰爭を

なすは第一金が夫用あり而して此の金は皆

人民の租稅より出るものにして租稅は國會の

議決ありては一厘たりとも賦課するを得ず故

に表向きは皇帝に此の權利を與ふとも實は人

民之を握り居るなり且皇帝に此權利を興へ置

がねば差支を生ずるとあり戰爭と云ふものは

神速にせねばならぬものなり然るに其始め

に先ち議員を集めてぐつ／＼議論あとして居る中には何時か外兵の爲めに進入せらるゝが如きとあり故に宣戰講和の權は皇帝に與ふるを便利とす

四 皇帝は外國と諸般の條約を結ぶの權あり但し國財を費すが如き國民に大なる關係あるとは國會の議決に依るべし

五 皇帝は犯罪を宥恕し特赦するの權あり

六 皇帝は通貨を鑄造し爵位勳章を與ふるの權を有す

七 皇帝は國會を開閉し中止し時としては之を解散するとあるべし

皇帝は立法權を總轄するものなれば國會を開閉し中止するは其詔に依るべし又國會は國民の輿論を集むる所なりとは雖とも時としては國民の輿論に背くとありとせず又國安を妨ぐるとなしとせず斯の如きときは國家の主宰たる皇帝は之に開散を命じ新たに議員を召集するなり去り乍ら議員を解散するは國家の一大事なれば輕々しく之を行ふべからず

此他皇帝に属する権利あれども其肝要ある者は之に過ぎず

第二 國會

國會の成立に就ては世の學者中或は一屆議院を可とするものあり或は二屆議院と理とするものあれども茲には先づ上院下院の二つを録すべし其採擇は看者の自由に任せん

上院は下院と共に政府の歳出入租税國債及諸般の法律を議定する所にして其議員は皇族華族當て敕任官

よりし者國家に大功勞有し者學識ある者の内より百名若くは二百名の數を限り天皇之を特選し八年を以て其任期とし四年に其半數を改選すべし但し年齢三十歳以下の者は議員とるを得ざるともあすべし

下院

下院は上院と共に政府の歳出入租税國債及諸般の法律を議定する所にして其議員は二十五歳以上の男子にして定格の財産を所有するもの、中より法律に定めらる撰學法に従ひ人民の公選するものとす而し其

人員は三百名任期は三ヶ年とあすべし
 下院が有する所の権利中にて最も大切なるものは財政に關する議案を起草するの權あり又下院は政事上のとに就き官吏の失策を上院に彈劾するの權あり又上院下院ともに議員が議場にて爲しざる討論演説の爲めに罰せらるゝとなく會期中及び會期の前後二十日間民事の訴訟を受くるも答辨するに及ばず重罪現行犯にあらざれば議院の承諾を得ずして拘引せらるゝとあき權利を有すべし之れ皆國會の權利を重するが爲めあり

右上下兩院を併せて國會と云ふあり國會の組立法に付きては世の學者既に之を論じ又は著述せしものもあり且茲では唯憲法を立つるの順序を示すの注意なれば之を略す

第三 行政官

行政官は大宰相各省長官より成る其合して事を議するときは之を内閣と云ふ大宰相は衆庶の望により天皇之を撰拔し玉ひ各省長官は大宰相の推薦に依り之を任じ玉ふべし且又行政官は諸般の草案を國會に出し又は毎年國費決算書を國會に報ずるものとす内閣員は上下兩院の議員に兼任するを得ると雖ども國會に對し政務の責には必らず

任ぜざるべからず若し其政務につき議院の信を失ふときは其職を辭すべきものとす

第四 司法權

司法權は皇帝の總轄に屬するものにして諸裁判所に於て之を執行するなり往昔政治の未だ進歩せざるときに於ては君主自ら司法の本權を握り親ら法廷に臨み獄訟を掌りしは各國皆然りと雖ども人文漸く開くるに従ひ君主は決して裁判に關係せず全く法官の手に委するとはあれり裁判官は君主より命ぜられざる官吏なれども決して君主の命令を奉つて裁判するにあらず全く獨立不羈のもの

あり而して裁判官は過失あらざれば終身其職に任ずるものどあすべし否らざれば常に君主の旨を伺ひ自分の位地を保たんがためには往々不公平の裁判を爲すとなきにあらず故に終身官となして其獨立の氣象を養ふべし又裁判は公に行はねば万民の信用を得る能はざるにより刑事と民事とに拘らず必ず傍聽を許すべし

第五 國民の權利

- 一 國民は法律上同等の權利を有すべし
- 二 國民は現行犯罪を除くの外法律に定めたる程式に據るにあらずれば拘引せられ若くは其の家屋

- に侵入し其物件書類を捜索し又は持ち去られざるの權と有す
- 三 國民は犯罪の場合に於て法律の定むる所の保釋を受くるの權あり
- 四 國民は至當の償を得るにあらざれば公益の爲なりとも其財産を買上らるゝとなし
- 五 國民は國安を妨害せざる以上は結社、集會、演説、出版の自由と有すべし
- 六 國民は皇帝又は何れの官省に向ても直接に疾苦を訴ふるの權を有す

七 國民は何の宗教を問はず自由之を信ずるを得
 憲法の組立は右の如し然れども之れ其大畧を示すのみに
 して其詳細なるに至ては茲に論じ盡すを得依て之と
 省く

通俗憲法論終

2304

8

35952



定價金廿五錢

明治十四年八月十二日板權免許

同 八月三十日出版

著述人兼
出版人

東京府士族

丸山名政

麻布區市兵衛町
壹丁目壹番地寓

日本橋區元大阪町
拾一番地

法木德兵



東京區元數寄屋町
貳丁目十番地

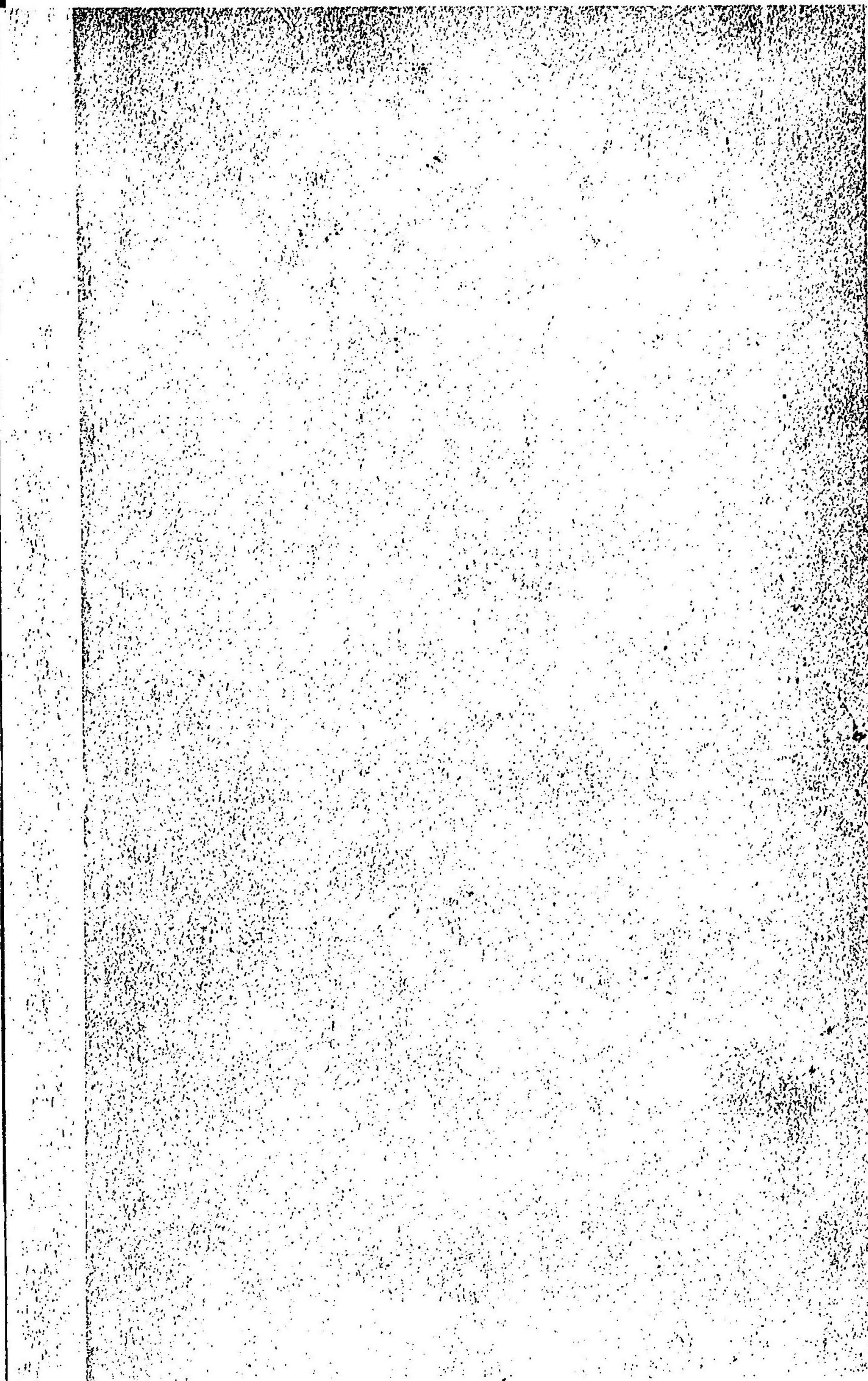
每日新聞社

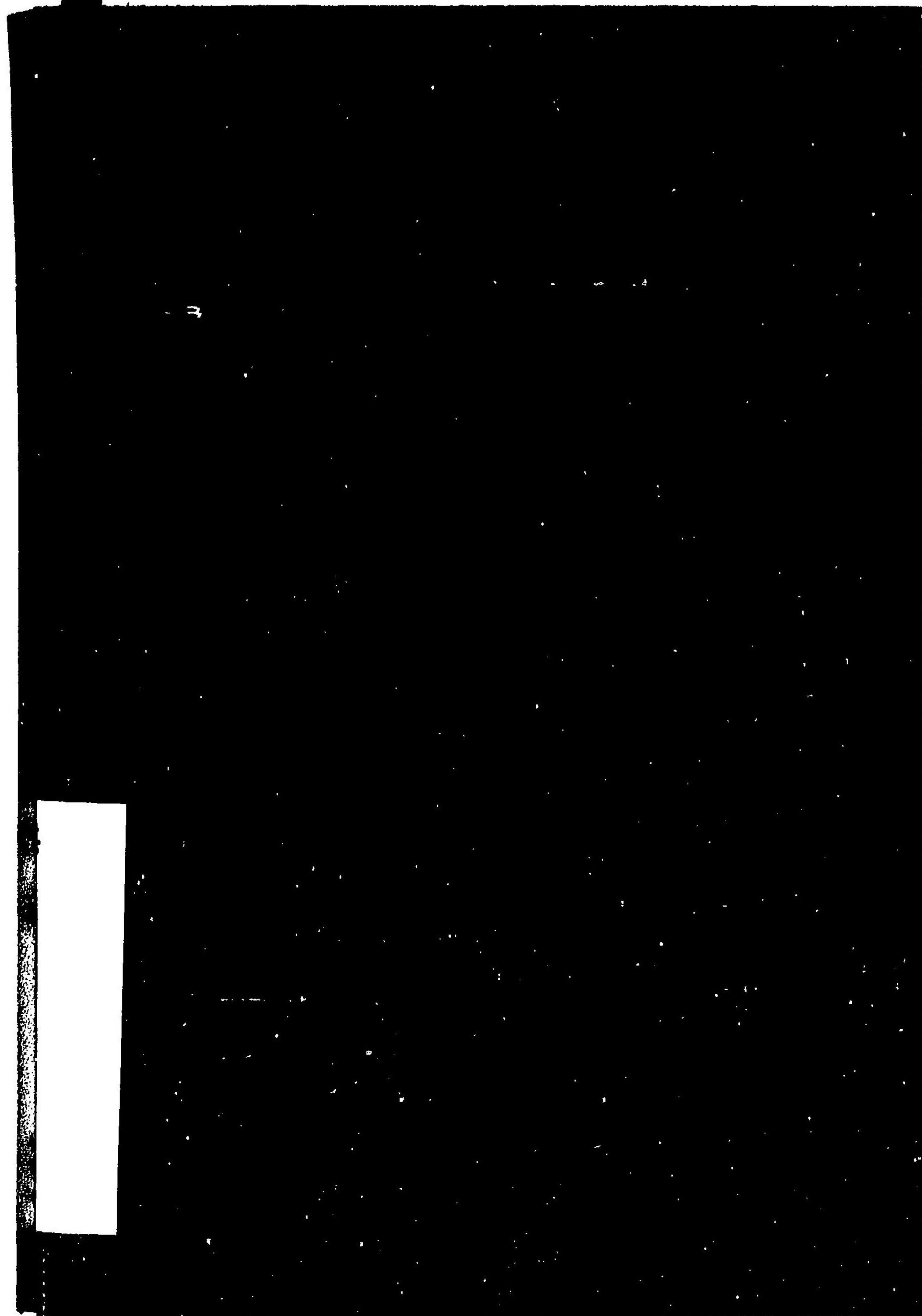
發兌

同

各地發賣書林

東京通油町	濱町三丁目	馬喰町貳丁目	貳丁目	通三丁目	銀座貳丁目	木挽町一丁目	尾張町一丁目	同南鍋町二丁目	芝三嶋町	同神田雛子町	表神保町	同新櫻田町	同藥研堀町	大坂唐物町貳丁目	西京寺町御池下
永野慶二郎	高崎脩助	石川治兵衛	稻田佐兵衛	丸屋善七	山中孝之助	萬字堂	共同社	兔屋誠	山中兵衛	巖々堂	秩山堂	春陽堂	報知社支店	兔屋支店	駿々堂
陸前石之卷	武州川越町	同忍行田町	下総千葉本町	同銚子荒野町	同松戸驛	上総松尾驛	常州水戸下市町	同上市泉町	同下館町	野州栃木町	同佐野田沼	上州沼田中町	羽後西大館町	土州高知通二丁目	紀州和歌山北町
三陸屋利兵衛	蜷川國藏	西村確三	立興社	飯田今治	根本勝之助	高林銀藏	笹嶋吉郎衛門	松信善之助	江島屋良助	城山常二郎	相田七郎治	山田屋金兵衛	村上平藏	小松定吉	津田源兵衛





特 29

682

通俗憲法論

国立国会図書館

031697-000-3

特 29-682

通俗憲法論

丸山 名政 / 著

M14

BBE-0324

